

越谷市公用車への広告募集要領

この要領は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、越谷市が所有する公用車への広告掲載者を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

1 広告掲載車両等

総務部庁舎管理課の所管で、各課等の業務に使用する車両のうち下表の車両です。
なお、公用車1台につき、1広告主の広告とします。

車体の形状	種別・用途	台数
バン（ワンボックス型）	小型・貨物	1台
バン（ボンネット型）	小型・貨物	5台
ワゴン（ワンボックス型）	普通・乗用	1台

2 掲載規格

掲載箇所	車両の片側又は両側の側部とします。ただし、ガラス面、灯火類及び「越谷市」表示部分等は除きます。
表示面積	各側部1平方メートル以下とします。
掲載方法	広告を印刷したフィルム又はシート等を貼り付ける方法によるものとし、塗装による広告掲載は認められません。

3 広告掲載期間

広告掲載期間は、次の表のとおりとします。

なお、掲載期間には、広告の掲載及び撤去並びに法令の規定による当該公用車の定期検査等に要する期間を含みます。

掲載期間の始期	掲載期間
4月から10月まで	年度内の6月以上の期間
11月から3月まで	年度内の3月31日までの期間

4 広告掲載料

広告掲載料は、公用車1台につき、1月当たり5,000円とします。

5 申込み期間

随時、申込みを受け付けます（市の休日（土日祝日及び年末年始）を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）。ただし、募集台数に達したときは、当該年度の申込みを終了します。

6 申込み方法

越谷市広告掲載申込書に次の書類等を添えて、総務部庁舎管理課に提出してください。

- (1) 広告の原稿
- (2) 掲載位置図

7 広告主の決定方法

提出書類に基づいて審査し、公用車一台につき一広告主を決定します。

8 その他

- (1) 広告掲載の決定に対する異議申立ては、受け付けません。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 公用車への広告掲載に当たっては、越谷市屋外広告物条例、越谷市広告掲載に関する要綱及び越谷市公用車広告掲載に関する基準に従ってください。

9 質問及び回答

公用車広告の募集に係る質問等については、FAX にてお問い合わせください。随時、FAX により回答します。

<問い合わせ先>

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

越谷市役所 総務部 庁舎管理課

電 話 048-963-9134（直通）

F A X 048-966-6008